令和4年 第6回 小林市教育委員会 定例会

会 議 録

令和4年5月18日(水)

令和4年 第6回教育委員会定例会 会議録

2 場所 小林市役所 3階 第3会議室

3 出席委員 中屋敷史生 大部薗智子 槇光子 園田貞哉 廣崎真美

4 参与職員 日髙智子 園田恵津子 根井清 久保田恭史 松元公孝 小久保圭子

5 説明職員

6 会議内容

開会 15:30

中屋敷教育長 ただいまより、令和4年5月11日付小林市教育委員会告示第9号で招集されました令和4年第6回小林市教育委員会定例会を開催したいと思います。 報告第9号、令和4年度奨学生選考委員会委員の委嘱について説明をお願いします。

園田学校教育課長 報告第9号についてご説明いたします。2ページをご覧ください。

令和4年度小林市奨学生選考委員会委員5名を載せております。

本来であれば4月の定例教育委員会でご提案するべきものでございますけれども、名簿の4番と5番の方につきまして、各団体に推薦依頼をしておりましたけれども、4月の定例教育委員会には間に合わせることができませんでした。次の報告第10号で出てまいりますが、選考委員会を5月11日に開催するにあたりまして、選考委員を委嘱しなければなりませんでしたので、教育長専決で委嘱をさせていただきました。報告は以上です。

中屋敷教育長 ありがとうございました。よろしいでしょうか。(はい)

次に、報告第10号、令和4年度小林市奨学生の決定について説明をお願い します。

園田学校教育課長 それでは、報告第10号についてご説明いたします。

奨学金貸与条例に基づきます奨学金に関することは、小林市教育委員会教育長事務委任規則によりまして、教育長委任事務でございますので報告させていただきます。 4ページをご覧下さい。

奨学金貸与者及び申請状況について、平成25年度からの状況をお示しして おります。本年度の申請者数につきましては、令和4年度の列になります けれども、3名の申請がありました。

奨学金の選考基準といたしましては、中ほどにありますように学業成績、 人物、健康、家庭状況の4項目となっております。選考委員会を5月11日 に開催しまして、奨学生選考審査をしていただき、3名全員に適当の判定 をいただいたところでございます。

3名につきましては、5ページの令和4年度奨学生採用予定者一覧に載せております。大学生が2名、専修学校生が1名の合計3名となったところでございます。

次に、同じく5ページの令和4年度奨学生終了予定者一覧についてご説明 いたします。

令和2年度から貸与しておりました大学生1名について、進級に必要な単位不足により、令和3年度に留年が確定したとの報告がございました。

このことについて、選考委員会で審査していただいた結果、小林市奨学金 貸与条例第9条第1項第2号「学業成績が不良となったときは奨学金の貸 与を終了する」の規定を適用し、廃止にすることが適当との判定をいただ いたところでございます。

これについては、県内9市の状況について確認しましたところ、5市は留年した場合、貸与の停止を条例で規定しており、2市は条例に規定がないものの、留年した場合は貸与を停止するとの回答でした。また、日本学生支援機構も同じような対応とのことを確認しました。

小林市の条例では、留年したことをもって貸与を終了するとの規程はなく、 また、奨学金貸与の停止をするのは休学した場合のみとなっていますが、 他市の状況等も勘案し、留年したことをもって学業成績不良とみなし、今 回は廃止にしたいと考えております。説明は以上です。

中屋敷教育長 ご質問等ありませんでしょうか。

大部薗教育長職務代理者 奨学金の返済、回収状況について教えて下さい。

園田学校教育課長 滞納状況ですけれども、令和4年度の現年度分が36件 358万8千円、 過年度分が20件 446万5千5百円でございます。

大部薗教育長職務代理者 過年度分が多いようですが、回収の手立てはとっていますか。 園田学校教育課長 回収につきましては、償還が無い場合は、まず本人に督促をします。

それでも反応が無い場合は、保証人の保護者に連絡をとります。それでも 反応が無い場合は、保護者以外の保証人に連絡をとりながら対応をしてい ます。現在のところ全く反応のない方はいません。

中屋敷教育長 継続して努力するということですね。

留年で終了となる方については、本年度貸与終了しますが、次年度、進級 した際に、再度奨学生の申請した場合には、貸与できるとの認識でよろし いですか。

園田学校教育課長 再度申請していただき、条件に合致すれば貸与可能です。

園田教育委員 貸与型だと思いますが、給付型については検討していませんか。

園田学校教育課長 現在は無利子の貸与型のみです。給付型は検討していません。

中屋敷教育長 よろしいでしょうか。(はい)

次に、報告第11号、令和4年度小林市放課後子ども教室コーディネーター、 教育活動サポーターの委嘱(追加)について説明をお願いします。

久保田社会教育課長 報告第11号についてご説明申し上げます。

7ページをお願いします。令和4年度小林市放課後子ども教室コーディネーター、教育活動サポーターの委嘱につきましては、先月の定例教育委員会でご承認いただいたところですが、西小林地区のコーディネーターからサポーターの人数が足りないとの申出があり、下沖京子様を追加で委嘱させていただきました。4月中旬から業務にあたっていただきたいとのことでしたので、教育長専決で委嘱させていただきましたのでご報告します。説明は以上でございます。

中屋敷教育長ありがとうございました。何かご質問はありませんか。

園田教育委員 先日、放課後児童クラブの支援員を引き受けました。支援員が熱心に業務 されていました。反面、障がいを持たれた子どもさんも数名いらっしゃっ て大変な仕事だと感じたところです。

> 放課後児童クラブと放課後子ども教室の違いについて、放課後子ども教室 は文部科学省、放課後児童クラブは厚生労働省と管轄が違うことと、放課 後児童クラブは1週間ずっと活動しているが、放課後子ども教室はそうで はないという程度は理解していますが、違いについて教えて下さい。

また、放課後児童クラブと教育委員会との関係について教えて下さい。

小久保野尻分室長 放課後児童クラブと放課後子ども教室の違いについてお答えします。

放課後児童クラブは、児童1人あたりの面積や教室あたりの定員が定めら れております。また、常時2名以上の支援員が常駐しないといけません。 支援員についても県が行う研修を受講する必要があります。平日は月曜日 から土曜日まで、学校の長期休業中も保護者が仕事で家にいない場合には 児童を預かります。そして、利用料金が発生します。教育委員会との関係 ですが、小林市放課後対策運営委員会を設置しており、放課後児童クラブ と放課後子ども教室の関係者が一堂に会して会議を開いております。

中屋敷教育長 これまでも問題になっているのが、放課後児童クラブ、放課後子ども教室 ともにですが、学校での児童の姿と、放課後の児童の姿が変わることがあ って、放課後児童クラブ、放課後子ども教室で指導いただく支援員が学校 と連携をとらないとなかなかうまくいかないとよく話題になります。それ を具体的に進めているのが栗須小学校です。積極的に学校とクラブが連携 をとって話合いをしています。この実践を広めていきたいと考えています。 各学校の校長には積極的に出向いて実態を見て欲しいと伝えています。 よろしいでしょうか。(はい)

> それでは、報告第12号、小林市文化会館運営審議会委員の委嘱について説 明をお願いします。

久保田社会教育課長 報告第12号についてご説明申し上げます。お手元に配付しておりま す資料をご覧ください。

> 委員総数は12名になります。9番目の小林市PTA協議会について、先日 役員が決まったとの報告を受けておりますので、近日中にご推薦いただけ ると思います。次回の定例教育委員会でご報告させていただきます。委員 定数は15名以内となっており、今回12名に委嘱するものです。新規が6名 となっております。説明は以上です。

中屋敷教育長 説明のとおりですが、何か質問等ありませんでしょうか。

園田教育委員 委嘱された方々をどのような観点から依頼されたか、審議内容、年間の活 動実績について教えて下さい。

久保田社会教育課長 委員の活動としましては、文化会館の管理運営に関する基本的事項 を審議いただいております。案件が発生した場合に会議を開催するもので、

年に何回といった取り決めはありません。委員の選考につきましては、地域の有識者、学識経験者、各文化団体の代表者に委嘱しております。実績については、資料を持ち合わせておりませんので、次回の定例教育委員会で報告させていただきます。

中屋敷教育長 どのような内容を審議しているかの報告をお願いします。

大部薗教育長職務代理者 3番の黒木さんは市外の方ですが、問題はありませんか。

久保田社会教育課長 この方は J A こばやしの充て職となっております。 J A こばやしの 代表としてご理解いただければと思います。

廣崎委員 今年度、市PTA協議会の副会長をするのですが、先日会議が開かれて、 副会長には充て職があることを知りました。多くの会議から委員推薦がき ており、充て職とのことで役員がいくつも掛け持ちしている状況です。 そこで、今年度から各校区のPTA会長にも声かけをして興味のある方に お願いしようとなっています。充て職ということで、役員にしわよせがき ていることを強く感じています。募集の仕方等が幅広くあるとありがたい

中屋敷教育長 よろしいでしょうか。(はい)

と思います。

次に、報告第13号、小林市文化会館自主文化事業選定委員会委員の委嘱について説明をお願いします。

久保田社会教育課長 報告第13号についてご説明申し上げます。お手元の資料をご覧ください。

委員数は7名に委嘱するものですが、現在6名を委嘱しており、新規が3名です。あと1名につきましては、これまでは小林市青年団協議会に推薦を依頼しておりましたが、現在活動を休止されている状況でございますので、他団体から委員推薦いただくよう調整を行っております。

事業内容につきましては、年に数回、文化会館自主事業を行っておりますが、どのような企画で行うか、内容等を審査することを目的にこの委員会を設置しております。いろいろなご意見をいただいて、市民の方によりよい公演等、文化事業を提供できるよう協議を行っております。説明は以上です。

中屋敷教育長 ありがとうございました。ご質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。(はい)

それでは、議案に入ります。議案第31号 小林市奨学金貸与条例施行規則 の一部改正について説明をお願いします。

園田学校教育課長 議案第31号 小林市奨学金貸与条例施行規則の一部改正について承認を求めるものでございます。14ページをお開きください。

平成28年度の税制改正におきまして、経済的理由により修学困難な生徒又は学生に対して無利息等の条件で行われる奨学金貸与事業に係る消費貸借契約書について、印紙税を非課税とする措置を国が講じており、小林市も申請し、適用されることになりました。

これに伴いまして、消費貸借契約書に印紙税が課されない旨の表記をする 必要がありますので、奨学金貸与終了後に提出いただいている様式第17号 について、様式の左上に印紙税非課税の表記をして様式の改正をするもの です。ただし、この措置については、令和7年3月31日までとなりますの で、今後3年間は印紙税が非課税となります。説明は以上です。

中屋敷教育長ありがとうございました。ご質問等はございませんでしょうか。

大部薗教育長職務代理者 様式に保護者とありますが、民法の改正がありましたけれども 保護者と表記したままでよろしいでしょうか。

園田学校教育課長 現時点ではこのままとしております。

中屋敷教育長 ほかにございませんでしょうか。(はい)

それではお諮りします。

議案第31号については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい) ありがとうございました。承認されました。

続きまして、議案第32号 令和4年第6回市議会定例会(6月議会)の議 決を経るべき議案の原案の決定について説明をお願いします。

園田学校教育課長 議案第32号 令和4年第6回市議会定例会(6月議会)の議決を経るべき議案の原案について、承認を求めるものでございます。

17ページをお開きください。こちらに掲載しておりますとおり、学校教育課から補正予算として5件計上しております。

まず、次世代の子どもを育む学校指導体制推進事業費、15万5千円でございます。こちらは、休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究事

業について、県の委託金を活用して令和4年度に予算計上しておりますが、 令和3年度末の国の事業費確定に伴い、事業内容を精査して増額補正する ものでございます。

続きまして2番目、学校と地域の未来創生事業費、41万円でございます。 こちらは、西小林地区の学校施設整備について、庁内関係課や地域、保護者、学校と課題を共有しながら、今後の在り方等について協議するため、 令和4年度に庁内検討会議及び庁外検討会議の立ち上げを行うこととして おりまして、その立ち上げに伴う経費について補正するものでございます。 西小林地区学校整備については、令和3年3月に策定しました小林市学校 施設長寿命化計画において、今後10年間で整備する計画となっているもの でございます。

続きまして3番目、小学校施設維持補修事業費(臨時)、210万7千円でございます。こちらは、小林小学校体育館横の石塀について、建築基準法に適合していないため、撤去に向けて近隣住民の方と数年にわたり協議をしてきましたが、一部理解を得られなかったため、令和4年度において児童が近づけないようにフェンスを設置するとともに、迂回路に電灯を設置するための経費を増額補正するものでございます。

続きまして4番目、小学校県指定研究校配分経費、33万6千円でございます。本年度、県の小学校体育専科教員加配措置校実践研究の指定校として南小学校、持続可能なみやざきづくりを実現する環境教育推進事業の指定校として、東方小学校が指定されたことに伴う経費を増額補正するものでございます。財源は全額、県の委託金を活用することになっております。続きまして5番目、中学校施設維持補修事業費(臨時)、132万3千円でございます。本年度の小林中学校1年生の学級数が4学級から5学級になったことに伴い、増えた分の教室に空調機器がないため、国の臨時交付金を活用して空調機器設置工事費を増額補正するものでございます。学校教育課の説明は以上です。

松元スポーツ振興課長 スポーツ振興課です。お手元の資料をご覧ください。

学校給食物価高騰対策事業費、新規事業になります。773万6千円です。 財源は全額、国の交付金です。 現在、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、物価高騰による給食費への影響が懸念されています。このため、国の対策として、高騰する食材費の増額分の負担を事業主に支援する経費について、新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金を活用できる旨の通知がありました。本市においても厳しいやりくりを余儀なくされており、給食費の値上げの検討が必要な状況にきておりましたので、今回の補正予算で交付金を活用して、現在食材の調達を行っている小林、東方、野尻の各学校給食会に高騰する食材費の増額分を支援する経費を計上するものです。これにより学校給食費の値上げを行わずにこれまでどおりの栄養バランスや量を保った学校給食を提供するとともに、更なる地産地消を促進するものであります。物価高騰による食材の値上げ幅は様々ですが、平均して概ね5%相当額、給食費にして小学校で児童1人月額200円、中学校で生徒1人月額300円に相当する分を各学校給食会に補助するものであります。人数ですが、小学校児童2,287人、中学校生徒1,054人、合計3,341人分を計上しております。説明は以上です。

中屋敷教育長ありがとうございました。ご質問等ありませんでしょうか。

学校給食物価高騰対策事業は国の臨時交付金を活用できるので大変よかったと思います。

ないようですのでお諮りしたいと思います。

議案第32号については、原案どおり決定してよろしいでしょうか。(はい) ありがとうございました。承認されました。

最後に、次回の日程をお願いします。

園田学校教育課長 次回の開催につきましては、6月23日木曜日に須木小学校の学校訪問 が計画されておりますので、学校訪問終了後、須木小学校の会議室をお借 りして開催したいと思います。よろしくお願いします。

中屋敷教育長 それでは、以上をもちまして、5月の定例会を終わりたいと思います。 お疲れさまでした。

閉会 16:25

教育長

教育長職務代理者

委 員

委 員

委 員

調製職員